（変更に係る届出）

第五十九条の四　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第五十九条の五　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十九条第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第五十九条の六　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十九条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第七十九条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第八十八条第二項第三号中「（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第二百五十七条第二項第五号において同じ。）」を削る。

第九十一条第一項及び第百二十五条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第百三十九条第五項中「から第五十九条まで」を「から第五十九条の六まで」に改める。

第百四十条に次の二項を加える。

6　内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十九条から第五十九条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

一　実効マチュリティ（M）$=\dfrac{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k}\times\Delta t_k\times df_k+\sum_{k=m+1}^{n} EE_{t_k}\times\Delta t_k\times df_k}{\sum_{k=1}^{m} \text{実効}EE_{t_k}\times\Delta t_k\times df_k}$

Δt_kは、t_k-t_{k-1}

df_kは、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポージャー（ただし、EE_{t_0}はカレント・エクスポージャーとする。）

mは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_mとしたときのm

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、満期の時点を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

二　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー

7　前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

第百四十七条第五項中「から第五十九条まで」を「から第五十九条の六まで」に改める。

第二百二十六条中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

第二百四十三条第二項中「から第五十九条まで」を「から第五十九条の六まで」に改める。

第二百六十一条第一項、第二百八十三条第一項、第二百九十二条第一項及び第二百九十九条第一項中「その旨」の下に「及びその内容」を加える。

○金融庁厚生労働省告示第四号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年六月三十日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　内藤　純一
厚生労働大臣　長妻　昭

目次中「第五十三条」を「第五十三条の六」に改める。

第五十条第一項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改め、同条第三項中「第五十三条」の下に「から第五十三条の六まで」を加え、「場合」を「場合には」に改め、同条第四項中「から第五十三条まで」を「から第五十三条の六まで」に改める。

第五十三条第一項中「金融庁長官」の下に「及び厚生労働大臣」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十三条の三第十一号及び第百三十三条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第三号に掲げる算式により算出されるる額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔt_kで加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一　与信相当額＝α×実効EPE

αは、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。）

二　実効EPE＝$\sum_{k=1}^{n}$実効$EE_{t_k}\times\Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$\Delta t_k-\Delta t_{k-1}$

三　実効EE_{t_k}＝max（実効$EE_{t_{k-1}}$，EE_{t_k}）

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百三十三条第六項において同じ。）とする。